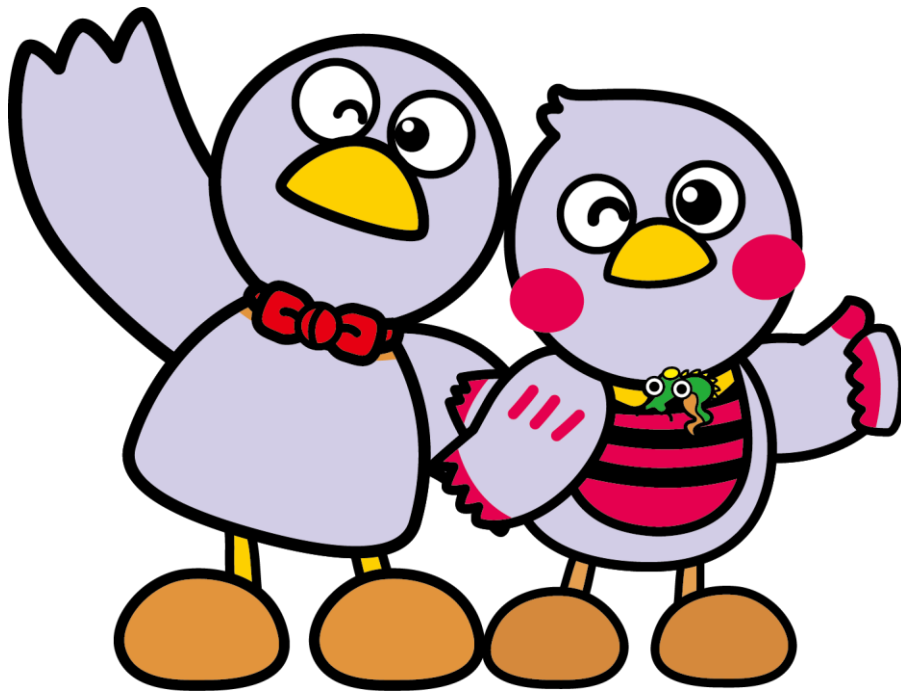


令和 5 年 度

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

資 料



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和 6 年 2 月 1 日（木）

埼玉会館 3 B 会議室

目 次

1	令和5年度事業結果（総括）	1
2	ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況	
(1)	保健医療部 薬務課	3
(2)	保健医療部 国保医療課	7
(3)	保健医療部 衛生研究所	8
(4)	福祉部 社会福祉課	10
(5)	地方独立行政法人埼玉県立病院機構	11
(6)	埼玉県後期高齢者医療広域連合	12
(7)	一般社団法人埼玉県薬剤師会	14
(8)	埼玉県公的病院協議会	15
(9)	一般社団法人埼玉県病院薬剤師会	20
(10)	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会	24
(11)	全国健康保険協会埼玉支部	31
3	令和6年度事業計画（案）	33
4	その他	
	・埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱	34
	・埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿	36
5	参考資料	
	・ジェネリック医薬品の推移と目標	
	・ジェネリック医薬品割合（都道府県別、市町村別）	
	・埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リスト	

令和5年度事業結果(総括)

年 月 日	事 業 内 容	担当課所
会議の開催等		
令和6年 2月1日	埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会 (埼玉会館 3B会議室)	薬務課 (国保医療課・衛生研究所・社会福祉課・後期高齢者医療広域連合)
普及啓発【医療関係者向け】		
令和5年 4月13日	ジェネリック医薬品勉強会開催通知発送	薬務課
6月	ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問	協会けんぽ 埼玉支部、薬務課
9月7日	ジェネリック医薬品研修会 ・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造の現状について聴講及び工場視察	薬務課 (埼玉県薬剤師会)
令和6年 1月	ジェネリック医薬品採用リストの更新	薬務課
通年	医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼 ・生活保護法指定医療機関に対し説明、指導、助言	社会福祉課
普及啓発【県民向け】		
令和5年 7月28日	一日薬剤師体験教室において、高校生に対し講義。	薬務課 (日本薬科大学共催)
7月	後期高齢者医療広域連合における普及啓発 ・被保険者の年次更新時にあわせ、ジェネリック医薬品希望シールを送付	後期高齢者医療 広域連合

9月	・ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知に、薬務課作成のリーフレットを同封して発送	後期高齢者医療 広域連合、薬務課
令和5年 12月29日～ 令和6年 1月4日	映画館 CM の上映 ・「ユナイテッドシネマ浦和(さいたま市)」「シネティアラ21(熊谷市)」「ユナイテッドシネマウニクス上里(上里町)」において、映画本編が始まる前のCMで30秒の啓発動画を上映	薬務課
通年	国民健康保険における普及啓発 ・保険者(市町村・国民健康保険組合)が、被保険者に対して「ジェネリック医薬品希望カード・希望シール」及びジェネリック医薬品に切替えた場合の差額通知を送付 啓発資材の作成・配布 ・ジェネリック医薬品啓発リーフレット ・啓発資材(マスク)	国保医療課 (市町村) 薬務課
調査・検査・その他		
通年	後発医薬品品質情報提供等推進事業 後発医薬品品質確保対策事業 ・品質確認検査を実施 県の財政支援 市町村に対して、保険給付金等交付金を交付 保険者努力支援制度交付金を配分	衛生研究所 国保医療課

※今年度中に実施する予定を含む。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名:保健医療部 薬務課①

事業名:会議の開催等
事業の概要 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会
令和5年度実施結果 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催 ・令和6年2月1日(木) 埼玉会館 3B会議室
令和6年度実施計画 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催 令和7年1月予定 さいたま市内

<p>事業名: ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【医療関係者向け】</p>
<p>事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郡市歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察
<p>令和5年度実施結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郡市歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月13日 開催通知発出 ・令和5年度実績:令和6年2月4日 所沢市歯科医師会(予定) 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 <ul style="list-style-type: none"> ・獨協医科大学埼玉医療センター、さいたま赤十字病院、県立がんセンター、県立循環器・呼吸器病センター、深谷赤十字病院、上尾中央総合病院、川口市立医療センター、国立病院機構埼玉病院の協力を頂いてリストを更新。 ・さいたま赤十字病院、県立がんセンター、深谷赤十字病院及び川口市立医療センターのジェネリック医薬品採用基準を掲載し、ホームページで公表。 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察 <ul style="list-style-type: none"> ・高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造工場の視察を実施 令和5年9月7日(木)実施 薬剤師:14名参加
<p>令和6年度実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郡市医師会、地域薬剤師会等を対象とした勉強会の開催 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察

<p>事業名: ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】</p>
<p>事業の概要</p> <p>1 リーフレット、啓発資材の作成・配布</p> <p>2 県民向けの広報</p>
<p>令和4年度実施結果</p> <p>1(1)リーフレットの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット:30,000枚作成 ・薬局店頭等において配布 <p>(2)啓発用資材の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発用絆創膏:20,000個作成 ・今後、イベント等で配布予定 <p>2(1)映画館用啓発CMの上映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユナイテッドシネマ浦和(さいたま市) 期間:令和5年12月29日～令和6年1月4日、動員数:14,970人 ・シネティアラ21(熊谷市) 期間:令和5年12月29日～令和6年1月4日、動員数:7,214人 ・ユナイテッドシネマウニクス上里(上里町) 期間:令和5年12月29日～令和6年1月4日、動員数:7,735人 <p>(2)埼玉県ホームページ等による広報</p> <p>3 高校生対象の一日薬剤師体験教室において、ジェネリック医薬品使用促進について紹介</p> <p>令和5年7月28日 日本薬科大学</p>
<p>令和6年度実施計画</p> <p>1 啓発資材等の作成・配布</p> <p>2 県民向けの広報</p> <p>(1)映画館用啓発CMの上映</p> <p>(2)ホームページ等による広報</p> <p>(3)一日薬剤師体験における講義</p>

<p>事業名:関係機関・団体との連携</p>
<p>事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国健康保険協会(協会けんぽ)埼玉支部との事業連携 2 関係機関・団体への啓発資材等の提供 3 その他
<p>令和5年度実施結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ジェネリック医薬品使用促進に関する病院訪問の実施 協会のけんぽ埼玉支部及び関東信越厚生局と連携して病院に訪問し、埼玉県内のジェネリック医薬品の使用割合等について情報提供を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月 9日 小児医療センター(さいたま市) 6月15日 三愛病院(さいたま市) 6月21日 パーク病院(白岡市) 6月22日 北里メディカルセンター(北本市) 6月27日 シャローム病院(東松山市) 2 関係機関・団体への啓発資材の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村(国民健康保険担当課) リーフレット ・埼玉県薬剤師会 リーフレット 3 令和5年度全国薬務主管課長協議会(令和5年9月15日)で、医療用医薬品の安定供給を厚生労働省に要望
<p>令和6年度実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国健康保険協会(協会けんぽ)埼玉支部との事業連携 2 関係機関・団体への啓発資材等の提供 3 今後も機会を捉え、引き続き要望

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名: 保健医療部 国保医療課

事業名: 国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用促進

事業の概要

1 市町村・国民健康保険組合の取組

被保険者に対し、「ジェネリック医薬品希望カード・シール」の配布や、処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額を試算した利用差額通知を送付している。

2 県の財政支援

(1) ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送料について、市町村に対して保険給付費等交付金を交付する。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進が評価される市町村に対して、保険者努力支援制度交付金(都道府県分)を配分する(市町村から県へ支払う納付金から、この配分額を差し引く)ことで、インセンティブを付与する。(令和5年度まで)

令和5年度実施結果

希望カード・シールの配布、差額通知送付の取組保険者数(見込み)

	カード	シール	差額通知
保険者数	6	66	68
(再掲)市町村	6	61	63
(再掲)組合	0	5	5

令和6年度実施計画

埼玉県国民健康保険運営方針(第3期・令和5年12月策定)では、令和11年(2029年)度にジェネリック医薬品数量シェアを全市町村80%以上とする目標を定めている。

目標達成に向けた取組として、市町村はジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知を引き続き実施し、利用者や関係機関への周知広報、働き掛けに取り組むこととしている。

県は、市町村の取組を支援するため財政支援等を行うこととしている。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 衛生研究所 薬品担当①

事業名：後発医薬品品質確保対策事業

事業の概要

後発医薬品の品質に対する信頼性を高めるため、「医薬品・医療機器等一斉監視指導」の一環として、後発医薬品の製造業者等に対する立入検査を実施するとともに、市場流通している後発医薬品を検査して、一層の品質確保を図ることを目的としたものである。

当所においては、後発医薬品の品質を確認するための検査をしている。

令和5年度実施結果

胃液分泌抑制薬14製剤の溶出試験を実施し、承認規格に適合するか確認した。

令和6年度実施計画

今後も当事業に基づき、後発医薬品の品質検査を実施していく予定である。

<p>事業名：後発医薬品品質情報提供等推進事業</p>
<p>事業の概要</p> <p>国立医薬品食品研究所を主体とした「ジェネリック医薬品情報検討会」において、後発医薬品の品質に関する監視指導と学術的評価を連動させた一元的な品質確保を推進し、後発医薬品に対する信頼性の向上を図ることを目的としたものである。</p> <p>品質に懸念等が示されている品目や市場流通品に検査の優先順位をつけ、体系的な品質確認検査の方針を決定し、当所が属する製剤試験ワーキンググループで試験検査を実施している。</p>
<p>令和5年度実施結果</p>
<p>抗てんかん薬11製剤について、先発製剤と後発製剤の溶出挙動の同等性または類似性を確認した。</p>
<p>令和6年度実施計画</p>
<p>製剤ワーキンググループで選定された品目について、溶出性の評価や純度試験及び定量試験等適宜試験を実施していく予定。</p>

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名:福祉部 社会福祉課

事業名:医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼

事業の概要

平成30年6月の生活保護法改正に伴い、平成30年10月1日から、生活保護の医療扶助における後発医薬品使用原則化が施行され、生活保護受給者については、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合、後発医薬品を給付することが原則となった。

当課では、本改正に関して関係各所への周知及び協力依頼を行っている。

令和5年度実施結果

生活保護法指定医療機関に対し法に基づく個別指導を行い、当該改正に関する説明を改めて行ったほか、当該改正後の現場における事務の状況等についてヒアリングし、必要に応じて指導・助言を行った(令和5年度中に7医療機関に対し実施予定)。

令和6年度実施計画

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用割合(数量シェア)については、令和4年6月基金審査分において埼玉県全体で86.4%(全国87.9%)となっている。

今後も、今年度同様、生活保護法指定医療機関に対し法に基づく個別指導を実施する際に説明及び状況のヒアリングを実施することを予定している。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名: 地方独立行政法人埼玉県立病院機構

事業名: 後発医薬品採用の推進		
事業の概要		
1 後発医薬品採用の推進		
令和5年度実施結果		
1 後発医薬品の数量シェア		
	令和5年度 (10月末)	前年度同時期 との比較
循環器・呼吸器病センター	92.4%	-0.4%
がんセンター	94.0%	+0.1%
小児医療センター	83.1%	+1.5%
精神医療センター	77.0%	+0.4%
令和6年度実施計画		
地方独立行政法人の中期計画(令和3~7年度)において、後発医薬品の割合の目標値を定めている。		
後発医薬品の割合(数量ベース)	令和元年度実績	令和7年度目標
循環器・呼吸器病センター	94.0%	90.0%
がんセンター	91.8%	93.0%
小児医療センター	72.7%	75.0%
精神医療センター	64.9%	80.0%

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名: 埼玉県後期高齢者医療広域連合①

事業名: ジェネリック医薬品利用差額通知の送付
<p>事業の概要</p> <p>被保険者のレセプトデータを分析し、現在使用している先発医薬品の自己負担額と比較して、一定金額以上の削減が見込まれる被保険者に対し、ジェネリック医薬品を利用した場合の軽減可能額を通知することにより、被保険者の自己負担額の軽減や後期高齢者医療における医療費の適正化を図る。</p>
令和5年度実施結果
<p>ジェネリック医薬品利用差額通知送付件数 ⇒85,711通 (R4:69,786通)</p> <p>令和5年度は削減可能額100円以上の被保険者を対象とし、昨年度より通数を増やした。引き続き通知書はデザインの異なる2種類を用意し、使用率や過去の通知状況に応じて送付した。</p> <p>※使用率の高い被保険者の切替えがより進んだ昨年度の結果を反映させた。</p> <p>差額通知発送後の令和5年10月分及び11月分の調剤状況に基づき、効果測定を実施する。令和5年度については、効果測定中。</p> <p>以下、令和4年度効果測定結果</p> <ul style="list-style-type: none">・通知対象者の切替率(11月分) ⇒41.4%(R4)・数量シェア(11月分) ⇒81.2%(R4)・削減効果額(10～11月の平均)⇒76,524,708円(R4)
令和6年度実施計画
<p>令和6年9月末送付を予定。</p> <p>令和5年度末までの目標値である数量シェア80%以上は達成した。医療費適正化計画の新たな政府目標では、金額ベース等の観点やバイオ後続品など新たな要素が追加されるようなので、早期に対応できるように準備していきたい。</p>

<p>事業名: ジェネリック医薬品希望シールの配布</p>
<p>事業の概要</p> <p>被保険者証の年次更新時等にあわせ、ジェネリック医薬品希望シールを同封することにより、全ての被保険者に効果的に送付する。また、新規資格取得者に対しては、各市町村窓口にて配布し、ジェネリック医薬品使用促進についての周知徹底を図る。</p>
<p>令和5年度実施結果</p>
<p>ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布</p> <p>作成数: 1, 297, 000部</p> <p>被保険者証更新時同封数: 1, 149, 000部</p> <p>市町村窓口配布数: 148, 000部</p>
<p>令和6年度実施計画</p>
<p>令和6年度秋に被保険者証が廃止されることから、シールの作成も令和5年度までと考えている。</p>

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名:(一社)埼玉県薬剤師会

事業名:ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】

事業の概要

- 1 リーフレット、啓発資材の配布
- 2 県民向けの広報

令和5年度実施結果

- 1 埼玉県で作成したリーフレットを37地域薬剤師会へ500部配布し、各薬局店頭で配布
- 2 ①10月17日～10月23日の薬と健康の週間の期間及び、市町村や地域薬剤師会が開催した健康まつりにおいて、リーフレット等活用し、参加した県民に啓発活動を行った。
②本会HPで、薬局に必要な掲示物に本会が作成したポスター『ジェネリック(後発)医薬品を正しく選びましょう』を掲載した。各薬局でダウンロードし、店頭で貼付した。

令和6年度実施計画

薬と健康の週間は、毎年10月17日～10月23日の間、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうために、ポスターなどを用いて積極的な啓発活動を行う週間で啓蒙活動を行う。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: 埼玉県公的病院協議会①(さいたま市民医療センター)

事業名: 会議、WGの開催等
事業の概要 ・ジェネリック切り替えワーキンググループ ・薬事委員会 ジェネリック切り替えWGで切り替え医薬品の選定を行い、薬事委員会にて承認する。
令和5年度実施結果
それぞれ毎月1回開催。 WG: 第2水曜日開催。 薬事委員会: 第3水曜日開催 5月: 1品目切替 6月: 1品目切替 7月: 5品目切替 8月: 1品目切替 10月: 1品目切替 後発医薬品使用割合実績 4月: 93. 8% 5月: 94. 6% 6月: 93. 6% 7月: 93. 5% 8月: 94. 6% 9月: 94. 6% 10月: 95. 1%
令和6年度実施計画
後発医薬品使用割合実績 90%以上を維持していく

事業名:後発医薬品使用促進に向けた広報【患者さん向け】
事業の概要 ・後発医薬品の理解増進に向けたポスターを院内掲示する。 ・調剤の際に、患者さんに後発医薬品についての説明を行う。
令和5年度実施結果 外来フロアの掲示板に後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいるポスターを掲示した。 また、院内処方時には、後発医薬品とはどのようなものか、以下の3つのポイントについての説明を行った。 ● 安価で経済的である ● 効き目や安全性は先発薬品と同等である ● 欧米では広く使われている それにより、後発医薬品置換率が85～90%強となり、「後発医薬品使用体制加算2」の基準を満たすことができた。
令和6年度実施計画 ポスターの掲示を継続する。

事業名:後発品採用品目の増加の取組み
事業の概要 年2回、新たに薬価収載される後発品、また適応症が拡大した後発品について効能効果・供給体制等踏まえ薬事委員会にて審議し積極的に変更する。
令和5年度実施結果 先発医薬品から後発医薬品への変更は新規収載品等で行う事が出来たが、逆に供給不足や発売停止により先発品に変えざるを得ない薬品もあった。
令和6年度実施計画 今後も継続的に後発品への変更を行っていく。

<p>事業名: 後発品採用率向上にむけて</p>
<p>事業の概要</p> <p>当センターは、医療費削減の一環として院内採用薬を積極的に後発品へ切り替えてきた。(令和4年度末時点: 採用品目1277品目のうち、後発医薬品のある採用品目数398品目(適応不適合含む))</p> <p>実績としては、過去5年で院内採用薬品1277品目のうち100品目を後発品に切り替えた。現在当院の院内全採用薬における後発品割合は19%、後発医薬品のある採用品目数398品目を分母とすると60%となる。また使用量ベースでは、後発医薬品使用率として77%である。</p> <p>さらに、2020年より1増1減を徹底し、院内採用医薬品の増加に歯止めをかけ、使用頻度が極めて低い薬剤は採用中止などを行い、後発医薬品の採用割合を高める取り組みを継続している。</p>
<p>令和5年度実施結果</p>
<p>本年度の後発医薬品切替の実績は2品目であった。</p> <p>背景としては、当初10品目を後発品切替として考えていたが、度重なる後発品供給不安定の社会事情から、後発品から先発品に採用切替を余儀なくされている。</p>
<p>令和6年度実施計画</p>
<p>計画は従来のまま後発品への切替を可能な限り推進するが、既述のような社会事情から計画通りに進められるかは見通しが立てにくい。</p>

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(深谷赤十字病院)
事業の概要 ①AG(オーソライズドジェネリック)の積極的採用 →先発品と製造方法が同一であり品質が担保されている。 ②アドヒアランス向上に寄与する剤形を採用 →OD錠への切替 ③薬事委員会(薬剤部)主導でGEを採用している。 →6月、12月には必ず新規品目を採用
令和5年度実施結果
2023年10月実績 ・後発医薬品使用割合が94.4% ・カットオフ値が54.9%
令和6年度実施計画
今年度の取組を継続していく。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: (一社)埼玉県病院薬剤師会①(さいたま赤十字病院)

事業名: ジェネリック医薬品使用促進についての取組(さいたま赤十字病院)

事業の概要

・年に2回、GE・BSの切替えを実施

対象

- ・新規薬価収載のGE・BS
- ・高額医薬品
- ・後発率に影響の大きい薬剤
- ・他使用量が多くまだGEに切り替えていないもの

方法

- ①全診療科部長にアンケートを行い、半数以上の賛成および主要診療科に確認
 - ②供給確認
 - ③点数化
 - ④薬事委員会にて審議、採用
 - ⑤院内はGEへ切替え院外は一般名処方とする(ただし、BSは先発・BS院外処方可能)
- ・共同購入に参加し、結果が出次第、不定期に切替えを実施
 - ・新規採用時にすでに後発医薬品がある場合は、比較検討し、後発医薬品を採用
 - ・患者向けGE使用促進ポスターの掲示(ジェネリック医薬品の切り替え)

令和5年度実施結果

2022年度

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常
後発品使用率(1ヵ月毎)	88.3	87.1	89.7	88.0	90.6	89.2	87.2	86.1	87.5	86.0	88.0	86.5
カットオフ値(1ヵ月毎)	→	55.9	→	53.2	→	53.7	→	55.0	→	54.6	→	54.0
	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常
	89.0	87.4	89.2	87.6	89.8	88.2	90.5	89.2	91.3	90.0	91.0	89.8
	→	54.6	→	54.8	→	55.0	→	52.4	→	53.1	→	53.2

2023年度

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常	臨時的取扱	通常
後発品使用率(③/②)(%)	89.2	87.2	88.5	86.9	89.2	87.6	90.2	88.5	89.6	88.2	89.9	88.2
カットオフ値(②/①)(%)	→	54.8	→	52.0	→	52.7	→	52.7	→	51.9	→	51.7
10月												
臨時的取扱	通常											
		89.8	87.9									
		→	51.1									

→供給不安が継続する中でも85%以上を維持できた(後発医薬品調剤体制加算2)

2022年										
正式名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
バイオ後続品導入初期加算(外来腫瘍化学療法診療料)	2	10	34	49	70	53	31	21	23	
バイオ後続品導入初期加算(在宅自己注射指導管理料)	15	13	13	12	14	18	19	10	6	
一般名処方加算1(処方箋料)	157	144	162	137	129	134	133	133	157	
一般名処方加算1(処方箋料)(経過措置)										
一般名処方加算2(処方箋料)	2,521	2,472	2,741	2,564	2,830	2,780	2,703	2,814	2,901	
一般名処方加算2(処方箋料)(経過措置)										
2023年										
正式名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
バイオ後続品導入初期加算(外来腫瘍化学療法診療料)	23	22	19	28	21	22	22	15	21	27
バイオ後続品導入初期加算(在宅自己注射指導管理料)	5	15	12	12	11	10	10	13	16	24
一般名処方加算1(処方箋料)	187	181	172	1						
一般名処方加算1(処方箋料)(経過措置)				181	150	178	170	179	144	190
一般名処方加算2(処方箋料)	2,783	2,644	3,108	1						
一般名処方加算2(処方箋料)(経過措置)				2,877	2,816	2,987	2,755	2,902	2,804	3,006
<p>→バイオ加算は、切替え時に取得できている 一般名加算は、GEへの切替えが進んでいるため、増加傾向である</p>										
令和6年度実施計画										
令和5年度に内容を継続										

事業名:ジェネリック医薬品使用促進についての取組(埼玉県済生会川口総合病院)
事業の概要 1) 院外処方せんは一般名処方になっている。 2) 院内採用品は、薬事審議会で可能な範囲で GE に変更している。 * 可能な範囲としたのは、供給問題で供給出来ないと断られるケースもあるからです。 基本的には、診療部と相談して GE 品(バイオシミラー品も含む)へ変更しています。 3) 当院採用品以外の持参薬があった場合は、採用品に変更できない場合は、基本 GE 品を購入しています。 4) 当院は、GE 品の共同購入の団体に加盟していますので、該当があれば薬事審議会にかけて採用しています。 5) 患者向け GE 使用促進ポスターの掲示(ジェネリック医薬品の切り替え)
令和5年度実施結果
後発医薬品使用率は90%以上を維持している。
令和6年度実施計画
事業は継続実施。

事業名: ジェネリック医薬品使用促進についての取組(埼玉医科大学病院)

事業の概要

薬事委員会で年4回、薬剤部から後発医薬品切り替え提案を行っている。

(対象)

- ・使用頻度が高い医薬品
- ・購入金額が高い医薬品
- ・AG は優先的に検討
- ・系列病院で導入されている後発医薬品

(方法)

- ・処方データや購入金額を基に後発率がより上がる医薬品を優先的にピックアップ
- ・使用診療科にヒアリングし承認を得る
- ・後発医薬品は複数のメーカーを提案し希望順位をつける(価格交渉のため)
- ・薬事委員会にて審議・承認後、病院上層部の会議にて最終承認
- ・切り替え期間を設けて最終的に切り替え
- ・供給に問題があった場合には不定期で切り替え
- ・BSへの切り替え
- ・適応違いにおいては先発品と併用して採用

令和5年度実施結果

2022年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
数量ベース	87.8%	87.4%	87.7%	87.1%	88.3%	87.4%	88.9%	88.3%	88.9%	89.4%	89.0%	88.0%
カットオフ値	51.4%	51.8%	52.7%	53.3%	53.8%	53.1%	52.8%	53.7%	54.3%	54.3%	53.7%	53.6%

2023年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
数量ベース	90.4%	89.2%	89.7%	88.5%	89.9%	90.3%	90.2%					
カットオフ値	52.9%	50.3%	50.7%	50.2%	50.7%	50.5%	50.5%					

令和5年度は、継続的に取り組んだことにより後発医薬品使用体制加算1が算定できるようになった。

令和6年度実施計画

令和5年度の取組みを継続

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名:(一社)埼玉県医薬品卸業協会①

事業名:ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知
<p>事業の概要</p> <p>1. ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知</p> <p>日本ジェネリック製薬協会(GE薬協)調査・発表の四半期毎のジェネリック医薬品 ジェネリック医薬品の数量シェア分析結果を年4回(第1Q～第4Q)理事会にて及び協会員各社に周知し、政府計画に対する検討</p>
<p>令和5年度実施結果</p> <p>1 令和5年5月16日(火)開催 協会理事会 さいたま市産業振興会館 ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知・・・資料No. 1</p> <p>2 令和5年11月16日(木)開催 協会理事会 さいたま市産業振興会館 ジェネリック医薬品数量シェア分析結果の周知・・・資料No. 2 (ジェネリック医薬品数量シェア分析結果・・・平成27年度分)・・・参考資料</p>
<p>令和6年度実施計画</p> <p>1 政府目標に対応すると同時に、安定供給に資するよう対応していく。 (中医協、流改懇等の議論に注視し、安定供給の早期回復実現を期待)</p>

令和 5 年 4 月 5 日

各 位

日本ジェネリック製薬協会 (GE 薬協)

ジェネリック医薬品数量シェア分析結果について

標記について、以下のとおりまとめましたのでご案内申し上げます。

■令和 4 年度第 3 四半期 (令和 4 年 10 月～同 12 月) の
ジェネリック医薬品 (GE 医薬品) の数量シェア分析結果 (速報値)

第 3 四半期の数量シェア
81.2%

【参考】

(1) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移 [速報値]

期間	令和 3 年度				令和 4 年度	
	第 1Q	第 2Q	第 3Q	第 4Q	第 1Q	第 2Q
数量シェア	79.8%	79.2%	79.3%	79.9%	79.8%	80.3%

Q:四半期

(2) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果[速報値]は、GE 薬協理事会社からの出荷数量をもとに、IQVIA 社のデータを加え推計した値である。

(3) シェアの計算方法：

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

【照会先】
日本ジェネリック製薬協会
電話 03 3279 1890

令和 5 年 9 月 28 日

各 位

日本ジェネリック製薬協会（GE 薬協）

ジェネリック医薬品数量シェア分析結果について

標記について、以下のとおりまとめましたのでご案内申し上げます。

- 令和 5 年度第 1 四半期（令和 5 年 4 月～同 6 月）の
ジェネリック医薬品（GE 医薬品）の数量シェア分析結果（速報値）

第 1 四半期の数量シェア
81.7%

【参考】

- (1) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移 [速報値]

期間	令和 4 年度			
	第 1Q	第 2Q	第 3Q	第 4Q
数量シェア	79.8%	80.3%	81.2%	81.6%

Q:四半期

- (2) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果[速報値]は、GE 薬協理事会社からの出荷数量をもとに、IQVIA 社のデータを加え推計した値である。

- (3) シェアの計算方法：

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

【照会先】

日本ジェネリック製薬協会
電話 03 3279 1890

参考

平成 28 年 9 月 29 日

各 位

日本ジェネリック製薬協会 (GE 薬協)

ジェネリック医薬品シェア分析結果 (速報値;平成 28 年度第 1 四半期) について

標記について、以下のとおりまとめましたのでご案内申し上げます。

- 平成 28 年度第 1 四半期 (4 月~6 月) の
ジェネリック医薬品 (GE 医薬品) の数量シェア分析結果 (速報値)

第 1 四半期の数量シェア
60.1 %

【参考】

- (1) 四半期ごとの GE 医薬品数量シェア分析結果の推移[速報値]

	平成 27 年度			
	第 1Q	第 2 Q	第 3Q	第 4Q
数量シェア	54.4%	54.7%	56.1%	59.0%

Q: 四半期

- (注) ・数量は製販業者からの出荷数量。
・四半期ごとのシェア数値は、GE 薬協理事・監事会社のデータ及び IMS のデータをもとに推計した速報値である。

- (2) シェアの計算方法 :

$$[\text{GE 医薬品のシェア}] = \frac{[\text{GE 医薬品の数量}]}{[\text{GE 医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{GE 医薬品の数量}]}$$

【照会先】

日本ジェネリック製薬協会
電話 03 3279 1890
・総務委員長;田中俊幸
・理 事 長;伏見環

事業名：後発医薬品の品質確保対策に係る医薬品の品質検査
事業の概要 1 後発医薬品の品質確保対策に係る医薬品の品質検査への協力・・・資料No. 3
令和5年度実施結果 1 埼玉県からの検体提供依頼への対応 検体提供期間：令和5年7月3日～9月29日
令和6年度実施計画 1 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長からの当該事業協力依頼に しっかりと対応していく。

薬生監麻発 0630 第 13 号
令和 5 年 6 月 30 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長



後発医薬品の品質確保対策に係る医薬品の品質検査について（協力依頼）

医薬品の品質確保につきましては、日頃より格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 19 年に公表された「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成 19 年 10 月 15 日）に引き続き、平成 25 年 4 月に公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」においても、品質に対する信頼性の確保が後発医薬品の使用促進のための課題として挙げられているところです。また、令和 3 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2021」においては、後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取組を進めるとされています。

このため、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、その信頼性の向上を図るという観点から、先発医薬品と後発医薬品との同等性を確保することを目的とし、今年度も、別添 1 のとおり、国及び都道府県において、医薬品・医療機器等一斉監視指導の事業として、市場に流通する医薬品の品質検査を実施することとしています。

なお、今年度においても、製造販売業者及び卸売業者の御負担の軽減並びに円滑な事業の実施を目的とし、一部の高額検体について、別添 2 のとおり、検体の買い上げを行うこととしました。

つきましては、本事業について、各都道府県担当者に対する検体の提供について、貴会会員の御協力をお願いいたします。



令和5年度医薬品・医療機器等一斉監視指導における
後発医薬品品質確保対策に係る医薬品の品質検査について

1 実施方法

(1) 対象品目

指定された成分を含有する医薬品
(先発医薬品及び同一規格の後発医薬品)

(2) 検体提供依頼先

卸売販売業者

(3) 検体提供依頼期間

令和5年7月3日～9月29日

(4) 提供を依頼する製品

検体提供依頼先が保管する製品(最終包装単位)

(5) 検体提供の依頼方法

検体提供については、各都道府県担当者より依頼する。なお、検体を受領した際、各都道府県担当者は、検体提供依頼先に対して、別紙様式(M)により受領書を交付することとしている。

2 結果の公表

検査結果については、インターネット等を通じて公表する。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

団体名: 全国健康保険協会埼玉支部①

事業名: 令和5年度 ジェネリック医薬品使用促進に向けた医療機関訪問
事業の概要 医療機関に対するジェネリック医薬品使用促進に向けた情報提供・意見交換を行った。
令和5年度実施結果 関東信越厚生局指導監査課長、埼玉県保健医療部長、協会けんぽ埼玉支部長連名での依頼文を持参し、令和5年6月9日から6月27日にかけて埼玉県内の影響力の高い5医療機関を3者で訪問し、状況を確認したうえでジェネリック医薬品使用促進に向けた情報提供し意見交換を行った。
令和6年度実施計画 ジェネリック医薬品の供給体制が安定したら、医療機関に対して情報提供を実施したい。 医療費適正化における周知広報の中でジェネリック医薬品使用促進についても取り上げる予定。

事業名:ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施
事業の概要 加入者に対して、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減可能額を通知する。
令和5年度実施結果 年2回実施(令和5年8月、令和6年1月)。 性別・年代別に同封するリーフレットの内容を変えて送付。
令和6年度実施計画 なし。

令和6年度事業計画

事業内容	担当課
1 研修会等	
(1) 勉強会 郡市医師会、地域薬剤師会等を対象とした勉強会の開催	薬務課
(2) 工場視察 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察の実施	薬務課
2 普及啓発活動	
(1) 啓発資材の作成・配布 「薬と健康の週間」等の機会を捉えて、ジェネリック医薬品の普及啓発を実施	薬務課
(2) ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知の実施	国保医療課
(3) 映画館用啓発CMの上映 ジェネリック医薬品使用促進に関する映画館用啓発CMの上映	薬務課
(4) 一日薬剤師体験教室における講義	薬務課
3 その他	
(1) 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 医薬品採用リストの更新	薬務課
(2) 医療機関等への働きかけを継続 協会けんぽと連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い医療機関等に対して個別訪問を行い、ジェネリック医薬品使用促進の協力依頼	薬務課
(3) 市町村への財政支援	国保医療課
(4) 医療機関への働きかけ 医療扶助におけるジェネリック医薬品使用原則化に係る事務の状況等のヒアリングを行う。	社会福祉課
(5) ジェネリック医薬品の品質確認検査を実施	衛生研究所
(6) ジェネリック医薬品の安定供給確保に向けた取組の推進 ・ 県内医薬品製造業者に対する監視指導の強化 ・ 機会を捉えた厚生労働省への要望	薬務課

※「1 研修会等」「2 普及啓発活動」については、医療用医薬品の安定供給状況を見極めながら、実施することとする。